

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与の使用期限 (注2)	署名日 (署名日) (注3)	署 名 者	告示番号 (注4)
トンガ	離島間連絡船建造計画のための贈与に関する日本国政府とトンガ王国政府との間の交換公文	離島間連絡船建造計画を実施するために必要な連絡船の建造に必要な生産物及び役務の供与 1. 連絡船の建造に必要な役務の供与 2. 機材並びにその調達及び据付けに必要な役務の供与 3. 車両及びその調達に必要な役務の供与 4. 上記2.の機材を据付けた上記1.の連絡船並びに上記2.及び3.の生産物の輸送に必要な役務の供与 5. 上記1.の連絡船及び上記2.の機材の操作指導に必要な役務の供与	1,676,000千円 (H20年度 810,000千円) H21. 3.31まで (H21年度 866,000千円) H22. 3.31まで	H20. 6. 4 ヌクアロ フアで (同日)	日本側 滑川雅士在トンガ大使 トンガ側 ソナタネ・ツアキナモラヒ・タウモエペ アラ・トウボウ外務大臣 兼国防大臣代行兼バベツ州知事代行	H20. 6.16 358号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。